

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大槌町の総人口は昭和 55 年の 21,292 人をピークに減少を続けており、平成 22 年の総人口は 15,276 人となっている。

15 歳未満の「年少人口」は昭和 55 年には 5,221 人だったが、減少を続け、平成 22 年を境に「老年人口」より少ない人数となっている。平成 22 年の「年少人口」は 1,749 人で、昭和 55 年に比べて 3,472 人減少している。

一方、65 歳以上の「老年人口」は増加を続け、平成 22 年には 4,948 人となっている。

国勢調査の岩手県集計に基づく平成 27 年 10 月 1 日時点での人口を見ると、総人口は 11,732 人で、そのうち「年少人口」は 1,156 人、「生産年齢人口」は 6,462 人、「老年人口」は 4,114 人となっている。「年少人口」は「老年人口」の約 3 分の 1 の人口となっている。

平成 22 年 10 月 1 日の調査人口と比べると、平成 27 年の総人口は 15,276 人から 3,544 人減少している。

総人口について県内と比べると、岩手県平均の対前回増減率-3.8%に対し、大槌町は-23.2%となっており、県内で最も減少率が高く、次いで高い陸前高田市の-15.2%と比べて 8 ポイントの差が出ている。

大槌町は古くから農林水産業を中心に発展してきたが、生活圏を同じくする釜石市の鉄鋼業の繁栄により、従業員の生活を支えるため、町内でも卸売・小売業の事業者が多く存在するようになった。

その後、第一次石油危機を契機として国内経済はハイテク産業へと転換が図られることとなり、鉄鋼業は下火となったが、官民連携の企業誘致活動により、製造業を中心とした企業の立地が進んでいる。

事業所統計調査に基づく町内の事業所数は、震災前の平成 21 年が 783 事業所であったのに対し、平成 26 年は 356 事業所と大幅に減少しており、町内の事業所や雇用者数は、未だ震災前の水準には戻っていない（別添【資料】参照）。

釜石・大槌地域の雇用情勢について、平成 29 年 12 月の有効求人倍率は 2.03 倍となり、震災後の同地域の最高値を記録したほか、4 年 8 か月連続で有効求人倍率が 1 倍超となったことにより、バブル期を凌ぐ最長記録となった。

以前の雇用情勢における主な課題は、職種ごとの求人・求職のミスマッチであったが、現在は、復興工事に伴う建設業及び海外市場が好調な会社による汎用機械器具製造業の求人数の大幅な増加と人口減少等による求職者の不足に伴う「働き手不足」が主な課題となっている。

平成 29 年 12 月の職種別の求人・求職状況の主な特徴として、事務的職業を除き軒並み 1 倍を超え、働き手不足が顕著に表れている。

2 倍を超える主な職種は、建築・土木・測量技術者、販売員、サービスの職業製品製造・加工処理従事者、機械組み立て従事者及び建設・土木従事者などとなっている。

町内の事業者のほとんどは中小、小規模事業者であり、復興工事に伴う需要変化や人口減少等により働き手不足に陥っている。経営の安定化を図るためには町の経済を支えている中小、小規模事業者の生産性向上が切に求められている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済が持続・成長していくことを目指す。そこで、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目指す。

2 先端設備等の種類

町の産業は製造業や卸売・小売業、製造業、建設業等と多岐にわたり、多様な業種が町の経済、雇用を支えている。これらの産業で広く事業者の生産性向上を支援する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

東日本大震災復興特別区域法に基づき、平成 28 年 12 月 20 日に認定を受けた「大槌町復興推進計画（商業特区）」（認定番号岩手第 26 号）に示す「大槌町復興産業集積区域」の指定により、町方地区及び吉里吉里地区への産業の集積を図っているところであるが、町の産業は臨海エリアから山間部まで広域に立地しているため、町全域の生産性向上を実現する観点から、本計画では全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

(1) 同様、「大槌町復興推進計画（商業特区）」により、町は、集積を目指す業種を指定しているが、1 (1) に記すように東日本大震災津波からの復興途上の当町においては、復興の段階に応じて多様な業種による多様な事業が行

われる。

については、復興の加速化のため広く事業者の生産性向上を実現する必要があり、対象とする業種は全てとする。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、自動化の推進、IT 導入による業務効率化等多様である。したがって対象とする事業は労働生産性が年3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市町村税を滞納している者については、先端設備導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。